

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.13
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

第3次補正予算による感染症拡大防止支援金 厚労省が申請方法等を公表

2/28（日）申請締切！

申請方法等詳細、様式等は下記HPより

↓【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html



「令和2年度新型コロナウイルス・感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」 → 検索

制度の概要

【補助上限額】

- ① 診療・検査医療機関 100万円
- ② ①以外の病院・有床診 <医科・歯科>
25万円 + 5万円 × 許可病床数
- ③ ①以外の無床診 <医科・歯科> 25万円



[対象期間、対象経費]

令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる経費

「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象。

[申請期間]

令和3年2月4日から令和3年2月28日（当日消印有効）

〔対象経費の例〕 Q&A より ※二次補正予算による感染拡大防止支援金と同じです

- ・ 日常業務に要する消耗品費(固定資産に計上しないもの) □
- ・ 日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など) □
 - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外 □
- ・ 換気のための軽微な改修(修繕費となるもの) □
- ・ 水道光熱費、燃料費 ・ 電話料、インターネット接続等の通信費 □
- ・ 休業補償保険等の保険料 □
- ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの □
- ・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの □
- ・ 日常診療に要する検査外注費 □
 - ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外 □
- ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 □
- ・ 既存の診療スペースに係る家賃 □
- ・ 既存の医療機器・事務機器のリース料 □



〔備考〕

・ 申請は各医療機関で1回のみ

- ・ 申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせ、概算で申請
- ・ 事後に実績報告が必要となる

〔必要書類〕

- ① 交付申請書(申請する経費の支出が全て終わっているか否かで様式が異なる)
- ② 申請書の別紙
- ③ 請求書
- ④ 領収書等の写し(申請する経費の支出が終わっている場合のみ)
- ⑤ 「診療・検査医療機関(仮称)」であることを証明する書類
例：都道府県からの指定通知書等 <診療検査医療機関のみ>

〔提出先〕

住所： 〒119-0397 銀座郵便局留

宛先： 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

〔申請に関する相談窓口〕

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話:0120-336-933 平日 9:30 ~18:00



※前回の第2次補正予算で措置された感染拡大防止支援事業(補助金)の税務処理(Q&A、会計処理)をまとめた資料を鳥取協会HPに掲載しておりますので、ご参照ください。ご希望の方には、郵送・FAX致します。